

社会福祉法人柏市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載取扱基準

1 目的

この基準は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会広告物掲載取扱要領（平成18年4月1日施行）に基づき、柏市社会福祉協議会オフィシャルホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 広告の種類及び内容

(1) 社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「本会」という。）

ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、事業所PRの向上に寄与するものであって、その内容は次のいずれにも該当しないものとする。

ア 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

イ 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの

ウ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの

エ 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの

オ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝のみに係るもの

カ 本会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの

キ ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

ク 柏市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに定められている暴力団、暴力団員並びに暴力団暴力団員等

ケ その他、バナー広告として妥当でないと本会が認めるもの

(2) 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定した広告主ホームページの内容についても適用する。

3 広告掲載の申込み及び決定

- (1) 本会ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、ホームページバナー広告掲載申込書（別紙様式第1号）と広告原稿データを本会の指定する期限内に提出しなければならない。
- (2) 本会は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者にバナー広告掲載決定通知書（別紙様式第2号）で通知するものとする。

4 広告の掲載場所等

- (1) バナー広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、本会が指定するものとする。
- (2) バナー広告の掲載枠数は、本会が定める。

5 種類・規格

- (1) 広告の種類はバナー広告とし、規格は本会が別表に指定するものとする。
- (2) GIFアニメーションやフラッシュ等は使用できないものとする。

6 広告掲載料等

- (1) 広告主は、本会が発行する請求書により、当該請求書発行日から起算して30日以内に、広告掲載料を支払うものとする。
- (2) 金額は別表で定めることとする。
- (3) 特別会員をバナー広告掲載期間内で退会した場合、その期間内の掲載料金については変更しないこととする。
- (4) 既納のバナー広告掲載料は、返還しないものとする。

7 掲載期間

- (1) バナー広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間で、1月を単位とし、複数月の連続した掲載を妨げないものとする。
- (2) バナー広告掲載の開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として月の初日とする。
- (3) バナー広告掲載の終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として月の末日とする。
- (4) 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土

曜日もしくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、本会が定める日とする。

8 責任

- (1) 掲載するバナー広告の内容等に係る一切の責任は、広告主が負うものとし、本会は、その旨をホームページにおいて告知することができるものとする。
- (2) 第三者からバナー広告に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

9 禁止事項

広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 日本通信販売協会が定めるガイドラインに違反する行為
- (2) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (3) 本会又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む。）、名誉及びプライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (4) 本会の広告掲載業務の運営を妨げる行為
- (5) ホームページに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (6) その他、本会が禁止事項と認める行為

10 掲載の一時中止

本会のホームページへのバナー広告掲載を実行した後、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主が適切な措置を講じるまでの間、ホームページへの広告掲載を中止することができる。

- (1) 広告表示からリンクを指示した箇所に広告主が管理するホームページが存在しなくなったとき
- (2) 広告表示からリンクを指示した箇所に存在するホームページについて広告主の管理が及ばなくなったとき

11 免責事項

広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止に係る料金の返還、損害の賠償等を本会に請求しないものとする。

- (1) ホームページサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他、本会のコンピュータへの不正アクセス、日本国内における戦争等の有事に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) その他、前各号のいずれかに準ずる事由があると認めるとき

12 本会による掲載中止

- (1) 本会は、広告主が次に掲げる事由の一に該当すると認める場合には、広告主への何らの予告なしに、掲載広告を中止することができるものとする。

ア 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為をしたとき

イ 公序良俗に反する行為をしたとき

ウ この基準の規定に違反したとき

エ 手形又は小切手の不渡りが発生したとき

オ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分
の申し立てを受けたとき

カ 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の
申し立てがされたとき

キ 前3号の他、広告主の信用状態に重大な変化が生じたとき

ク 解散又は営業停止状態となったとき

ケ 広告主が広告料金を滞納したとき

コ 広告主が販売方法、取扱商品、その他業務運営について
行政当局による注意又は勧告を受けたとき

サ その他、前各号のいずれかに準ずる事由があると認めるとき

- (2) 前項の規定により掲載を中止した場合において、本会は、
広告料の減額を行わず、広告主に対する賠償責任を負わない
ものとする。

13 基準の変更

本会は、広告主に予告することなく、この基準の内容を変更することができる。

14 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。

別表（種類・規格）

1 画像規格

横 2 1 3 p x 縦 1 6 0 p x

2 画像形式

G I F（動画不可）

※G I F アニメーションやフラッシュ等の使用は不可

3 容量

1 M B 以内

別表（広告掲載料）

広告掲載料金

一 般	1 ヶ月	3 0 , 0 0 0 円
	1 2 ヶ月	3 5 0 , 0 0 0 円
特別会員	1 ヶ月	1 0 , 0 0 0 円
	1 2 ヶ月	1 0 0 , 0 0 0 円